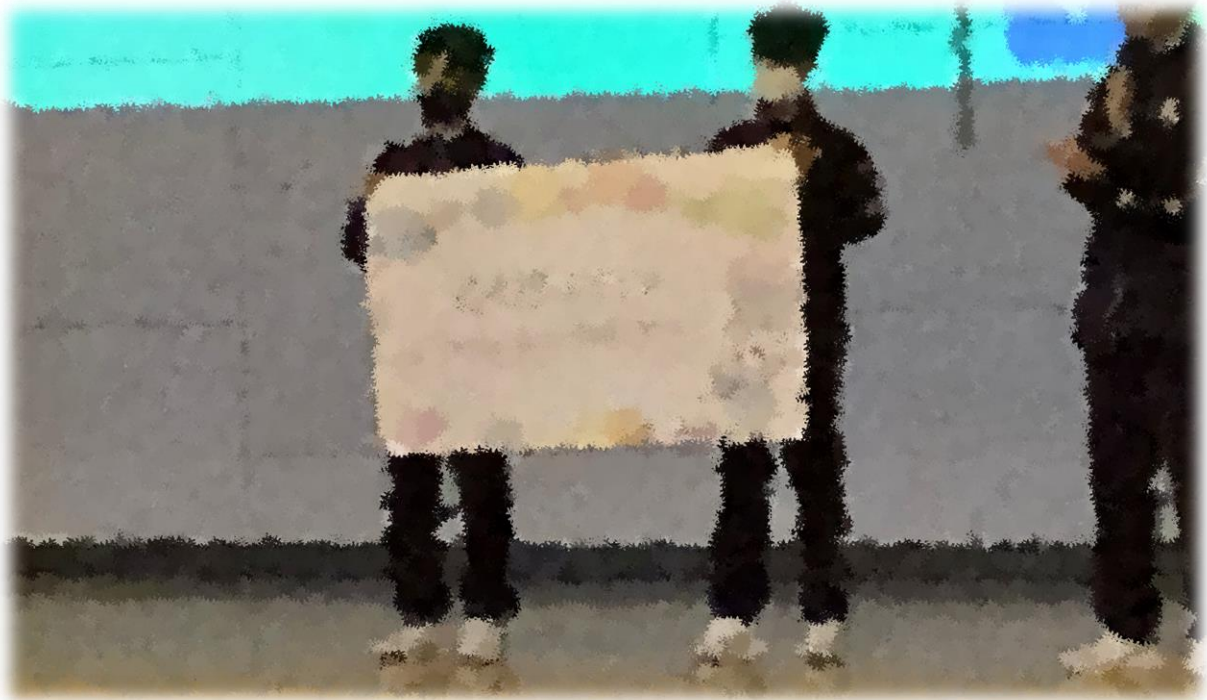


いじめのない
え が お が っ こ う
笑顔あふれる学校を



旭川市立神居東中学校

年 組 氏名 _____

1

はじめに

みなさん、いじめを防止するための法律『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

この法律は、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童（生徒）はいじめを行ってはいけないと定めています。そのため、全ての児童（生徒）が安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、保護者がいじめを防ぐことなども定めています。

学校は、いじめを防ぐために「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方を中心とした「いじめ対策チーム」で、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見つける取組を進めます。また、いじめが起きていると分かったら、解決するためにすぐに対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部の専門家に相談することもあります。

保護者は、自分の子どもがいじめを行わないように努め、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ります。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力するよう努めます。

生徒のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、先生方や保護者など関係する人たちと協力して、みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針「P1～3」

学校いじめ防止基本方針「はじめに」

2

いじめとは？

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P4～9

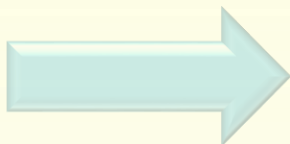
学校いじめ防止基本方針 P4～8

いじめを生み出さないために

私たちは……

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友達を大切にします。
- 小さな悩みごとでも、1人で抱え込まず、誰かに相談します。
- 自分の言動に責任をもち、偏見をなくします。
- 新型コロナウイルス感染症にかかわるいじめや偏見を絶対にもちません。



参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P11～15 20～25

学校いじめ防止基本方針 P12～13

4 いじめを受けた・見た・聞いた・相談されたときは

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 学級担任、副担任の先生方に相談
- 養護教諭、学年の先生方などに相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかに】

- 学校のいじめアンケート調査に記入
- 学校以外の相談窓口で電話

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<input type="checkbox"/> いじめから守ります。 <input type="checkbox"/> 不安なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談にのります。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめた人にあやまり、もう二度といじめをしないことを約束させます。 <input type="checkbox"/> いじめは人として絶対に許されないことや、よりよい行動に向かうことを考えさせます。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、警察などに相談します。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめに加わっていても自分にも関係していることを気づかせます。 <input type="checkbox"/> いじめに気付いたときに、誰かに知らせる大切さを教えます。 <input type="checkbox"/> いじめを見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 <input type="checkbox"/> みんなでいじめをなくし、よりよい学級や集団をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 <input type="checkbox"/> 秘密を守り、いじめを行った人から守ります。
家の人に	<input type="checkbox"/> いじめを受けたことや、いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	<input type="checkbox"/> いじめを行ったことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	<input type="checkbox"/> 協力が必要なときには、説明をします。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P26～29

学校いじめ防止基本方針 P17～21

5

いじめを防止するための生徒会の取組

いじめのない^{がっこう}学校をつくるために^{わたし}私たちができること



・「Stop the イジメ」の取組を通して、いじめ撲滅を目指します。

・道徳の授業を通して命の尊さを学び、いじめのない学校を目指します。

ほくめつせんげん
神居東中学校 いじめ撲滅宣言

- 1年『遊びでも 心に刺さる その言葉』
 - 2年『その言葉 相手に刺さる 言葉の矢』
 - 3年『見てるだけ その行動も 共犯者』
- (R5. 中学校区いじめ未然防止標語 金賞 ※中学生分のみ掲載)

【私のいじめ撲滅宣言】

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P8～15

学校いじめ防止基本方針「学校いじめ防止プログラム」

がっこう ぼうし
学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	<ul style="list-style-type: none"> 入学式 部活動オリエンテーション 保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行 生徒総会 校内陸上競技大会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 いじめ・非行防止強調月間① 中体連 	<ul style="list-style-type: none"> 遠足（1年） 宿泊研修（2年） 		<ul style="list-style-type: none"> 学校祭
生徒会活動	部活動オリエンテーション		中連生活部6月研修会への参加（生徒会）		児童会と生徒会とのいじめ未然防止の取組の交流～標語（生徒会） 生活・学習Actサミットへの参加（生徒会）	
1年	スタート！中学生生活（学習及び生活の基礎づくり）	いじめをしない・させない学習（ルールづくり） アンケート①	教育相談① いじめ・非行防止強調月間の取組	いじめを許さない心①（道徳）	「STOP・THE・イジメ」の取組 いじめを許さない心②（道徳）	学校祭を成功させよう 「STOP・THE・イジメ」の取組
2年	神居東中の先輩として（学習及び生活の基礎づくり）	いじめをしない・させない学習（ルールづくり） アンケート① ボランティア活動	いじめ・非行防止強調月間の取組 教育相談①	いじめを許さない心①（道徳）	「STOP・THE・イジメ」の取組 いじめを許さない心②（道徳）	学校祭を成功させよう 「STOP・THE・イジメ」の取組
3年	後輩を育てよう！（学習及び生活の基礎づくり） 修学旅行を成功させよう	いじめをしない・させない学習（ルールづくり） アンケート①	いじめ・非行防止強調月間の取組 教育相談①	いじめを許さない心①（道徳）	「STOP・THE・イジメ」の取組 いじめを許さない心②（道徳）	学校祭を成功させよう 「STOP・THE・イジメ」の取組

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・非行防止強調月間② いじめ撲滅集会（全校） 教育相談（全学年） 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談 				<ul style="list-style-type: none"> 卒業式
生徒会活動	<ul style="list-style-type: none"> 生活・学習向上月間（Actサミットの取組） 全校集会（いじめ撲滅宣言）～（生徒会） 		<ul style="list-style-type: none"> 中連生活部12月研修会への参加（生徒会） 全校集会委員会の取組み紹介（図書・報道・生活） 全校集会委員会の取組紹介 			<ul style="list-style-type: none"> 不安解消スッキリ訪問（小学校訪問）
1年	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・非行防止強調 「STOP・THE・イジメ」の取組～いじめ撲滅に向けた全校道徳授業（参観日） アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談②（二者懇談） 	<ul style="list-style-type: none"> 「STOP・THE・イジメ」の取組まとめ～掲示物の作成～ 尊い命（道徳） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に係る学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式に向けた取組 アンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の振り返りと進級に向けて
2年	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・非行防止強調月間の取組 「STOP・THE・イジメ」の取組～いじめ撲滅に向けた全校道徳授業（参観日） アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談②（二者懇談） 	<ul style="list-style-type: none"> 「STOP・THE・イジメ」の取組まとめ～掲示物の作成～ 尊い命（道徳） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に係る学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式に向けた取組 アンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の振り返りと進級に向けて
3年	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・非行防止強調 「STOP・THE・イジメ」の取組～いじめ撲滅に向けた全校道徳授業（参観日） アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談②（三者懇談） 	<ul style="list-style-type: none"> 「STOP・THE・イジメ」の取組まとめ～掲示物の作成～ 尊い命（道徳） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に係る学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式に向けた取組 アンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校生活の振り返りと卒業に向けて

6

いじめ撲滅学級スローガン

〔令和5年度〕

1－1 「ひとつの輪」～かけたらダメな一つの輪

1－2 「カラフル」～みんなの色を大切に～

2－1 「笑顔」～個性を大事に～

2－2 「心のワクチン」～あなたの悩みに作用します～

3－1 「君たちはどう動くか」

3－2 「救世主」～見ているだけでは何も変わらない～

令和5年度 神居東中学校区 いじめ未然防止標語 選出作品

金賞 神居東小学校 いじめ未然防止標語

「いじめじゃない？」一人の気づきが 第一歩

神居東小学校 六年二組

金賞 雨紛小学校 いじめ未然防止標語

いじめでは 意思と時間が うばわれる

雨紛小学校 六年

金賞 神居東中学校 いじめ未然防止標語

見てるだけ その行動も 共犯者

神居東中学校 三年一組

7 いじめを相談したいときは

いじめを受けたり，見たり，聞いたりしたときには，先生や家族，友達などに相談することが大切です。しかし，よく知っている人に相談しにくい場合もあるかもしれません。そのような場合でも，きちんと相談できる場所があります。

次のページに相談窓口一覧がありますので，確認しておきましょう。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P18, P27

学校いじめ防止基本方針 P17

【資料⑤】（中学校用）

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日，年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおぼん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝，12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立神居東中学校

電話 0166-61-8298



～いじめのない笑顔あふれる学校を～